

事務連絡

令和5年9月19日

各 都道府県
市町村
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

今冬のインフルエンザワクチンの接種対象者への呼びかけについて

今冬のインフルエンザワクチンは、通常年の使用量を超える供給量となる約3,121万本を確保できる見込みです。

インフルエンザワクチンについては、65歳以上の方等¹が予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期接種対象者となっています。次のインフルエンザ流行に備えて、予防接種法に基づく定期接種対象者の方々がインフルエンザワクチンの接種を希望される場合に、その機会を逸することのないよう、接種の時期についての呼びかけを行うことといたしました。

貴職におかれましては、予防接種法上の実施主体である市区町村や医療機関等の貴管内関係者へ周知するとともに、インフルエンザワクチンの円滑な接種に向けて、関係者との連携に努めていただきますようお願いいたします。

¹ ①65歳以上の者又は②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3及び予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の2）

(参考) 9月 15 日の合同部会(厚生科学審議会感染症部会及び厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会)の議論の概要

1. 現状について

- 今冬のインフルエンザワクチンは、通常年の使用量を超える供給量となる約 3,121 万本を確保できる見込みである。
- インフルエンザワクチンについては、65 歳以上の方等が予防接種法に基づく定期接種対象者となっている。
- 次のインフルエンザの流行に備え、予防接種法に基づく定期接種対象者に、インフルエンザワクチンの接種を希望する場合は、その機会を逸することのないよう、接種の時期について次のように呼びかけを行うこととする。

2. インフルエンザワクチン接種の呼びかけについて

- 原則として、予防接種法に基づく定期接種対象者（65 歳以上の方等）の方々でインフルエンザワクチンの接種を希望される方は、接種の予約を取った上で、早期に接種を行うよう呼びかける。
(※) 自治体によってはワクチンの接種開始時期が異なり得ること。
- なお、これら以外の方々についても、定期接種対象者（65 歳以上の方等）の方々の接種が完了するのをお待ちいただく必要はない。

3. 留意事項について

- 厚生労働省では、インフルエンザワクチンの接種時期の呼びかけについて、厚生労働省のホームページやリーフレット（別添）等を用いて周知することとしている。これらの資材等を必要に応じて活用しつつ、広く周知を行うこと。
- このほか、インフルエンザ等の感染拡大防止のため、咳エチケット、手洗い、換気、医療機関訪問時等のマスクの適切な着用などの感染対策について、厚生労働省のホームページやリーフレット等を用いて周知している。これらの資材等を必要に応じて活用しつつ、広く周知を行うこと。

(参考) 今冬のインフルエンザワクチンの優先的接種の呼びかけ
Q & Aについて

Q 1. 季節性インフルエンザワクチンは供給不足なのでしょうか。

- 2023/2024 シーズンのインフルエンザワクチンの供給については、約 3,121 万本（成人で 1 回接種の場合、約 6,242 万回分）を確保できる見込みで、これは例年の使用量と比較して十分な量になります。
- 厚生労働省では、できるだけ多くの方がインフルエンザワクチンを接種できるよう、インフルエンザワクチンの供給量を確保するとともに、効率的なワクチン接種を推進していきます。

Q 2 インフルエンザワクチン接種の呼びかけ対象者以外の方は、ワクチンを接種してはいけないのでしょうか。

- 呼びかけの対象者以外の方がインフルエンザワクチン接種を希望する場合、接種を妨げるものではありません。

Q 3 呼びかけの対象者は必ずインフルエンザワクチン接種しないといけないのでしょうか。

- インフルエンザワクチン接種の呼びかけを受けて、必ず接種しなければならないものではありません。
- インフルエンザワクチンの接種によって、インフルエンザの重症化を予防する効果や発症をある程度抑える効果が期待できる一方、健康状態等によっては副反応などが生じる場合もありますので、かかりつけ医などと相談しつつ、接種を検討いただくようお願ひいたします。

季節性インフルエンザワクチンに関するお知らせ

～接種を希望される高齢者のみなさまへ～

定期接種対象者(65歳以上の方等)注で、インフルエンザワクチンの接種を希望される方は、お早めに接種をお願いします。



国内のインフルエンザについては、今年2月中旬以降定点あたりの報告数が直近5年間の同時期と比較して多い状態で推移しており、**例年より流行が早まる可能性があります**。インフルエンザワクチンにはインフルエンザの重症化を防ぐ効果があります。

注 65歳以上の方のほか、60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等

- ※ 定期接種の開始日は、お住まいの市町村で異なりますのでご確認下さい。
- ※ 接種を希望される定期接種対象者以外の方も接種を行うことが可能です。

皆様へのお願い

- ・ インフルエンザ等の感染拡大防止のため、咳エチケット、手洗い、換気、医療機関訪問時等のマスクの適切な着用などの感染対策の徹底もお願いします。
 - ・ 接種に当たっては、あらかじめ医療機関にお電話等でご連絡いただき、予約をお願いします。
 - ・ インフルエンザワクチンは重症化予防などの効果がある一方で、発病を必ず防ぐわけではなく、接種時の体調などによって副反応が生じる場合があります。医師と相談の上、接種いただくとともに、接種後に体調に異変が生じた場合は医療機関にご相談いただくようお願いします。
 - ・ インフルエンザワクチンと新型コロナワクチンは同日に接種することが可能です。
- ※ 新型コロナワクチンについては前回接種からの間隔等の要件があることから、必ず同日に接種できるわけではありません。